

しんけん

JINKEN
第153号
(通巻 280号)
.....
2023年10月●日発行

INDEX

特集1

第45回大分県人権・部落差別解消教育研究大会ならびに第8回大分県人権・部落差別解消保育研究集会
ヒューライツフォーラム2023中津大会 開催のご案内（最終案内） 2

特集2

研究課題2023（その②） 6

第1回部落問題実践講座

部落問題学習をやる時の、気になることを協議しました ... 4

オープン講座 5

第1回 講師 西田昌矢さん

第2・3回 講師 星野勇悟さん

熱い思いを引き継いで 10

～くにさき地区人権・部落差別解消教育研究協議会の
取り組みより～

こどものまなざし 12

理解と尊重の大切さ 宇佐市 後藤 京美さん



公益社団法人

大分県人権・部落差別解消教育研究協議会

大分県大分市大字下郡496-38 大分県教育会館内
TEL: 097-556-1012 FAX: 097-556-0864

URL <http://kjkcoita.jp>
E-mail hello@kjkcoita.jp



◀大分県人教の
ホームページは
こちら

印刷 小野高速印刷(株)

第45回大分県人権・部落差別解消教育研究大会ならびに
第8回大分県人権・部落差別解消保育研究集会

ヒューライツフォーラム2023中津大会
開催のご案内(最終案内)

ヒューライツフォーラムは、2004年以降、県内に広く人権文化を根づかせていくため各地持ち回りで開催していくこととなりました。今回は4年ぶりの通常開催であり、大分県ではじめて研究会が発足した中津の地では、はじめての開催となります。県内各地の学校や地域での人権確立をめざした実践を交流し、一人ひとりが自らの実践を振り返り、人権意識の向上や人権のまちづくりを進めます。

また、2016年に「フォーラム人権のまちづくり」、2018年に「大分県人権・部落差別解消保育研究集会」を統合して開催することになりました。この大会を通して、乳幼児期から社会教育に至るまでの進路保障の取り組みを、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて取り組む多くのなかまと共に、加盟研究団体すべての協力によって実践から学び合えることを望みます。

大会テーマ

差別の現実から深く学び、生活を高め、
未来を保障する教育を確立しよう

地元テーマ

一人ひとりを大切にすると人権のまちづくり
～ななかまとかたりあい～ながりありおう～

と き

2023年10月20日(金)・21日(土)

と こ ろ

中津文化会館 他
【住所】〒871-0058 大分県中津市豊田町14-38 【電話】0979-24-1155

資 料 代

3,500円

大会日程

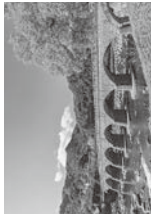
10/20 (金)	10:00	12:00	13:00	14:00	16:00	16:30
		全体会業務担当者 開会準備	受付	開会行事	記念講演	分科会 連絡会
			オープニング			

※全体会では手話通訳を行います。

10/21 (土)	9:00	9:30	10:00	12:00	13:00	15:00
	準備	受付	分科会 実践報告	昼食 休憩	分科会 総括討論	

オープニング

上津繁昌太鼓 (中津市立上津小学校)
地域の伝統・文化を継承しよう、上津小1～6年全員で和太鼓「上津繁昌太鼓」に取り組んでいます。子ども同士の絆を深め、演奏で地域を元気にする太鼓を目指しています。



開会行事

- 1 開会のことば
- 2 主催者あいさつ (県人教)
- 3 主催者あいさつ (県人保)
- 4 共催者あいさつ
- 5 来ひん代表あいさつ
- 6 来ひん紹介
- 7 基調提案
- 8 閉会のことば

記念講演

【演目】人の世に熱と光を ―水平社創立の思想に学ぶ―

【講師】駒井 忠之 さん

水平社博物館 館長。1972年奈良県御所市生まれ。1998年の水平社博物館開館から学芸員として勤務し、2015年館長に就任。国際人権博物館連盟や「世界の記憶」などを通して水平社創立の思想を世界に発信している。神戸女学院大学で人権論を担当。



※全体会は、収容人数いっぱい参加者が見込まれます。座席をつめてお座りください。

その他

(1)「駐車場」について

- 1日目全体会場(中津文化会館)の駐車場は関係者専用の駐車場となっております。参加者におかれましては、地域ごとに指定した駐車場の駐車券をお送りします。車で参加される方は必ず駐車券を持って、指定された駐車場に駐車願います。なお、駐車場の数が限られていますので、参加者全員分の駐車券を配付できません。乗り合わせやJR等の公共交通機関の利用へのご協力をお願いします。
- 2日目の分科会につきましては、会場ごと駐車場を準備しているため、駐車券は発券しません。

(2)「受付」について(事前申込)

- 大会1日目は、A票 全体会／大会資料引換券を提出してください。
- 大会2日目は、B票を提出してください。
- 同日とも、事前に参加券に必要事項を記入して、提出をお願いします。
- 一般参加以外の方には、専用の受付を準備しております。
- 当日参加の方は、当日参加専用のカウンターで手続きください。



◆主催

公益社団法人大分県人権・部落差別解消教育研究協議会
大分県人権・部落差別解消保育連絡協議会

◆共催

中津市 中津市教育委員会 ヒューライツフォーラム2023実行委員会

◆後援

朝日新聞大分総局 / 一般財団法人大分県教育会館 / 一般財団法人大分県私学協会 / 一般社団法人大分県身体障害者福祉協会 / NHK大分放送局 / APU / エフエム大分 / 大分県 / 大分県教育委員会 / 大分県教職員組合 / 大分県高等学校教職員組合 / 大分県高等学校PTA連合会 / 大分県公立学校教頭会 / 大分県公立高等学校教職員組合 / 大分県国公立幼稚園・こども園会 / 大分県国公立幼稚園・こども園PTA連合会 / 大分県市長会 / 大分県市町村教育長協議会 / 大分県児童養護施設協議会 / 大分県小学校長会 / 大分県商工会連合会 / 大分県商工会連合会 / 大分県中学校長会 / 大分県町村会 / 大分県PTA連合会 / 大分県保育連合会 / 大分県立学校事務長会 / 大分県立学校長協議会 / 大分県隣保館連絡協議会 / 大分工業高等専門学校 / 大分合同新聞社 / 大分県市町村教育委員会連合会 / OAB大分朝日放送 / OBS大分放送 / 学校法人清部学園別府清部学園短期大学 / TOSテレビ大分 / 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学 / 国立大学法人大分大学 / 社会福祉法人大分県社会福祉協議会 / 社会福祉法人大分県聴覚障害者協会 / 社会福祉法人大分県盲人協会 / 西日本新聞大分総局 / 日本文理大学 / 部落解放共闘大分県民会議 / 部落解放同盟大分県連合会 / 別府大学 / 毎日新聞社 / 読売新聞西部本社

※五十音順に紹介(全48団体申請中)

部落問題学習をやる時の、気になることを協議しました ～第1回部落問題実践講座～

部落問題学習実践講座は、2020年度から始まりました。その趣旨は「昨今、教職員の人権意識調査結果が県内外で公表されている。明確になったことは、人権問題の中で部落問題認識があまり高くないということである。部落差別解消推進法の第5条には教育・啓発に努めることが明記されているが、差別再生産にならないように創意工夫が必要になる。いろいろな立場の方と意見や実践交流しながら、部落問題認識を高め、教育実践していくための研修とする。」というものです。

今回は、7月13日開催で40人の参加がありました。全体研修Ⅰでは、テーマを「人権学習は誰のため？～『差別の現実』に深く学ぶことから・・・』の意味と実践～」とし、スライド資料を使い、講義形式で部落の歴史の概要（江戸時代から現代）と県内の教育現場であった差別事件の共通課題

- ・ 賤称語の重みをどう子どもたちに伝えるのか
- ・ 今現在の部落差別の実態をどう把握し、伝えるのか
- ・ 当事者、関係者意識をどう持たせるか（子どもや保護者の思いと行動）
について学習しました。

全体研修Ⅱでは、グループ別協議（6～7名のグループ）で、「部落問題を扱うときに気になること、ザックザク」ということで、

- ①小学校6年生の歴史授業（身分制度）で「差別された人々とは、えたやひにんのことやろ」と言う発言が出た場合どうするか？
 - ②隣保館見学で児童生徒から「この近くに部落（被差別部落）はあるの？」という質問が出た場合、どうするか？
 - ③地区学習会や地区懇談会に参加したとき、「なぜ、あなたは参加したのですか？」と問われ、どう答えるか？
- などについて、話し合いを持ちました。参加者の感想を紹介します。
- ・ 学習のはじめに、自分と差別の出会いや変容を子どもたちに伝えるというのが印象に残った。
 - ・ 何も分からない私にとって、改めて理解できたし、グループの先生方のお話を聞けてとても有意義な時間だった。こらからもっと学習していかなければ！と気を引き締めた。
 - ・ 初心に戻るというか、なぜ、ここに来たのか、これから何をしていくのかという根源的な問いを自分に向け、答えも出ました。
 - ・ 「6年生の授業で」「隣保館の見学で」等、状況に応じて自分がどう受け答えするかで、自分の中の差別性も気づかされ、磨かれていくのだと思う。
 - ・ 研修Ⅰを聞きながら、今なお、大分で差別事件があるのだと驚かされた。また、忘れてしまっていることも多く、学び続けていく必要性を感じた。
 - ・ 聞いてみたいことの答えがもらえました。今日は来てよかったと思えました。
 - ・ 自分の知識のなさも自覚したので、調べようと思ったし、ネットの記事を正しく判断するということを意識したい。

部落問題実践講座は今年度あと3回あります。是非参加してみては。



オープン講座

7月13日 第1回オープン講座

講師 西田昌矢さん 演題「私は部落から逃げてきた。」

西日本新聞社の記者である西田さんは、「人権新時代」というコーナーにご自分のこと、家族のことなど、綴られていました。当日は、記事とスライドを使ってわかりやすく話しを進めてくれました。

感想の一部を紹介します。

◇当事者の方の話を聴くのは、その人にしか分からない感情に触れることができるからです。改めて思うことは、語ってくれる言葉をうけて、私は何ができるのか、何をすべきか、私たちの前で語ってくれた方々から、「ありがとう。」と言われるような自分になりたいと思う。

◇言葉にするのがつらいことをたくさん書いてくださり、ありがとうございました。西田さんや、お母様が、なぜこんなにも苦しい思いをしないといけないのかと、悔しい思いでした。「差別のない世の中」になるように、私も一教員としてできることをしていきたいと改めて思いました。



8月1日 第2回オープン講座

講師 星野勇悟さん 演題「話しにくいこと語ります。誰がみなす、みなされる」

大阪から星野さんにきてもらいました。星野さんはご自分のことを語りながら、参加者に「部落に住んでいる人は、部落民ですか？」などの質問をなげかけ、そう思う、どちらかというところ、などで挙手をしてもらい、それぞれがどう考えているか改めて自分はどう考えているのかを視覚で捉えてもらいました。

同日 第3回オープン講座

同じく星野勇悟さん 模擬授業「まずやってみんと、わかりませんねん～部落問題学習の第1歩とは～」

午後からは、グループに分かれ模擬授業を実践しました。

「部落問題学習の授業ネタ」から「こんなん選べる!？」のネタを使い、結婚差別についての内容でした。封筒に入ったカードをあけながら、グループのメンバーと意見交換していきました。

感想の一部を紹介します。

◇星野さんのお話、とても心に響きました。学習する機会を設け、自分自身の人権感覚を磨いていかなければ自分の差別心と向き合えないと感じます。差別をしない子育てを微力ですが頑張っていきます。私にとって力になるものは差別に対する怒り+説得できるだけの力+一緒に闘ってくれるなかまかな・・・。

◇グループトークを通して結婚のあり方や考え方は様々で、様々であるからこそ難しい問題なんだと改めて実感しました。今日の資料を元に学校で教員や子どもたちと学び続けたいと思います。

◇差別を受けたとき私にとって力とは、差別をした側の親戚や身内に何人でもこの差別はおかしい、まちがいだと声に出してくれる人がいてくれたら力になります。社会、職場、身近なところで大人になっておかしい、まちがいと声に出せない状況があります。(とても残念です) 大人こそ声に出して話し合える社会になってくれるように啓発していきたいです。



前号に続いて、研究課題を掲載します。書面の都合上、各項の重点課題と実践事例、その他一部の文面を省略しています。完全版はホームページにありますので必要な方はそちらをご確認ください。

研究課題2023（その②）

Ⅲ. 研究課題とその具体的なすすめ方

Ⅲ-1. 人権を守る環境づくりを

部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消していく教育をすすめていくうえで、人権について学ぶだけでなく、子どもたちの人権が尊重される環境を整えていくことも同時に考えていかなければなりません。例えば学校で人権問題にかかわる学習をしたとしても、子どもの正当な意見等が聞き届けられない学校やクラスでは、子どもたちの人権が尊重されているとは言えません。

「子どもたちにとって、最大の教育条件（環境）は、教職員である」と言われています。また、「子どもの行動は、個人の性格（パーソナリティ）だけで決定するのではなく取り巻く環境に左右される。」ということは、ソーシャルワークにおいても大切にされていることです。「人権が尊重された環境を整える」とは、子どもたちにとっては「学校は、自分の思いを聴いてくれる。」「自分の話をよく聴いてくれる環境（人）がいる。」ということになります。

また、そうしたかわりの中で見えてきた人権課題を克服するために、カリキュラムで定められた教育活動や不定期に行う人権学習だけでなく、学校施設、目標やルール、システム、人間関係等を人権の視点から見直すことが「人権が尊重された環境を整える」ということです。そのことが、「学校教育全体で人権教育をすすめる」ということだと考えます。

Ⅲ-2. 生きる力の根っこづくり「乳幼児期にかかわって」

（1）解放保育の視点から

解放保育は1979年に大阪からスタートしました。低学力などの原因を乳幼児期教育の責任であると突つけられたことから、小、中学校の教育労働者と保育労働者が部落にでかけ、保護者との話の中で、差別の現実を知り、保育内容の見直しをしたのです。子どもが生涯どんな力を0歳からつけていくことが大切か、親支援はどうあればいいのか「24時間皆保育」と提言してきたように、すべての子どもに家庭と園が保障する内容で取り組んできたのです。これは、すべての子どもに最大の利益＝つまり、子どもの人権を保障する保育内容なのです。現在の子どもを取り巻く環境をみると、格差社会の広がりや虐待が増え続けていることなど子どもの権利は、脅かされています。大分県内の虐待数をみると2019年度は2613件（前年度増165）、相談対応3662件という実態があります。社会的要因として、子どもの貧困率の高止まりにつながる保護者の就労体制などがあげられます。保護者のストレスや疲労感を乳幼児期教育の現場が育児支援をし、子どもの育ちと保護者としての育ちを支えています。保育労働者にかかる負担は大きいです。

子どもの姿をみると、愛着形成ができにくかったり、様々な経験が少なく、育ち残しが増えたりしています。国や自治体の子育て支援の施策が本当に支援の必要な保護者に届いていないこともあります。育児相談や家事支援の「ホームスタート事業」や、『ひとり親家庭の医療補助』など様々な支援を必要な家庭につないでいくことで、生活を安定させ、子どもの将来に、貧困や虐待の連鎖を断つことができる環境を創る必要があります。まさに解放保育の視点です。

それに加え、OECD保育白書では、「人生の始まりこそ力強く」と、質の高い保育こそ子どもの将来を幸せにできると訴えています。保育者の労働環境の改善が急がれます。また保育現場の実態を理解し合う連携が必要です。

（2）生涯に向けての連携を

私たちは、乳幼児期・小・中・高を見通した進路保障の一貫として、一人ひとりの子どもたちの生活をふまえた乳幼児期の保育・教育の充実、創造にとりくんできましたが、この取り組みの強化が必要だと考えます。子どもの権利条約の中の「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」は特に乳幼児期に大切な

権利だと言えます。その子とその子らしく生き生きと安心してくらせるにはいつも子どもの人権を中心に考える必要があります。

また、2018年度から改訂された「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」という10の姿があげられました。これは、小学校の教職員と子どもの姿を共有する際の手がかりとするための姿となっています。しかし個人で「できるようになる」ための「資質・能力」だけでなく、様々なつながりの中で共に育つ、共に学ぶという人権を大切にする保育の視点が生きているのでしょうか。今を充実して生きる子どもの最善の利益が尊重される保育について考えなければならないと思います。子どもを取り巻く現実をきちんと見つめ、学びにつながる育ちに不可欠な環境を構築していく事が急務です。各地で行われている乳幼児期教育との連絡会も入学前のみならず、平素からの交流や各地の中学、高校、社会教育ともつながるものにしていく取り組みが大切だと思われます。

(3) 子どもアドボカシーの実践について

子どもアドボカシーとは、子どもの意見表明権を守る取り組みで、子どもの思いや気持ちを、そのままマイクのように伝えていく活動をしています。今は社会的養護の必要な子どもたち（一時保護所、里親家庭、養護施設）を訪問し、面談希望のある子どもの話を聴いて、一緒に考えたり、伝えたい人に伝える連携をとったりしています。アドボケイトは、自分の意見を言うのではなく、あくまでも子どもの意見を聴くこと、おとなはニュートラルな気持ちで子どもをエンパワーメントする取り組みです。2024年から「児童の意見聴取等の仕組みの整備」が実施されます。大分県でも、きつい思いをしている子どもに寄り添える、誰もがアドボケイトの気持ちで子どもに対応できるように取り組みを続けています。

Ⅲ-3. 人権確立をめざす「教育の創造」

(1) 子どもたちの立場に立った「人権についての教育」を

(2) 部落の子どもをはじめ、被差別状況の子どもたちを中心に据えた教育内容

(3) 子どもの生活課題、なかまづくりの課題と結合した部落問題学習

「部落差別解消推進法」の第1条では「現在もなお部落差別が存在する」ことを国が認め、その第5条では「その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため必要な教育及び啓発を行うよう努める」と明記しています。部落問題学習は部落差別の解消に向けての学習を重ねながら自分がどう生きるかを問い、あらゆる差別を許さない社会をつくっていかうとする生き方を学んでいく学習です。ですから、部落問題のみならずあらゆる差別や偏見などの不合理なものに疑問をもち、それを変革していこうとする人としての生き方を問う学習として取り組んでいく必要があります。

部落問題学習は、部落問題だけでなく、子どもたちが具体的な人権問題の学習を通して人権感覚や人権意識を高め、自分の身の回りで起こっている様々な人権問題を解決していこうとする学習であり、その学びが部落問題をはじめとする、様々な人権問題を解決する実践力となっていくことをめざすものです。子どもたちが自分自身や生活と向き合う活動を保障し、教職員自身も子どもたちと共に学び合い、親や地域とつながりながら子どもたちと共に成長していく取り組みをしていきましょう。

(4) 地域と結合した教育内容…授業に臨む教職員の感性や認識力

近年、世代間の部落問題に対する認識に差があることが顕著となるとともに、約2割の市民が「部落差別はもうない」と人権意識調査の中で答えています。差別の現実が厳しいほど被差別の当事者が声を上げることはなくなり、見えなくなりますが、それは差別がないということではないということを確認しておかなければなりません。世代間の学びの継承にも取り組む必要があります。

(5) どのように理解しているかの把握を

Ⅲ-4. 人権尊重社会確立の主体者を育てる「自主活動」

(1) 「自主活動」とは

「自主活動」を通じて子どもたちはお互いの生き方を理解し、思いや願いを共有することで自己肯定感が高まり、自身の生き方を豊かなものにしていく、反差別の集団を築いていくことを大切にしてきました。子どもたちが自分の思いを自分の言葉やさまざまな方法でなかまに表現できる安心感や、どんな思いも受けとめ合えるという信頼感を得ることは、「自主活動」を展開する上でとても大切なことです。

「自主活動」では、自分のくらしの事実や思いや願いを「語る一聴く」「綴る一読む」というていねいな営みを組織することが「なかまづくり」「集団づくり」につながることを教えてくれます。差別の現実に対して「おかしい」「こうしたい」「こうあってほしい」そんな願いや要求を自主活動を通して行動化し、よりよい生活や社会へと変えていくことのできる力を育てていくことで、子どもたちは解放の主体者となっていきます。そのためには、子どもたちが問題意識をもち、自分たちで悩み、考え、解決の方法を探っていく時間を保障していくことが大切です。

(2) 居場所づくり・なかまづくり

「自主的な活動」の中で、さまざまな立場を持つ子どもたちがそれぞれの不安や願いを持って暮らしていることをしっかり受け止めながら、一人ひとりがつながり、支え合い、ともに差別や困難を乗り越えていく関係づくり、すなわち「なかまづくり」がなされてきました。あらゆる自主活動の場面でこれらの取り組みが生かされることで、子どもたちはありのままの自分を出し合い、認め合いながら、自尊感情を高めることができます。また、人とつながる力をつけていくことにもなります。

このような「自主活動」を見守るおとな自身も、「荒れ」の背景や「いじめ」の実態をつかむことができるなど、子どもの様子から多くのことを学べます。また、支援者どうしがつながり、なかまを増やすことも、子どもたちの「自主活動」をさらに充実させることにつながります。

(3) 周りのおとなや教職員の立ち位置

このような自主活動を組織し、支援していく周りのおとなや教職員には、「どんな子も見捨てない、切り捨てない」立場で子どもに正面から向き合う姿勢や、子どもたちがさまざまな形で表現するかすかなサインをも見逃さないといった、自身の感性や力量・器量が問われてきます。周りのおとなや教職員の中にこうした感性や力量・器量を培っていくために、「差別の現実から深く学ぶ」出会いや内容のある研修を作っていくことが大切になってきます。

Ⅲ-5. 子どもたちの未来を確かなものにする「進路・学力保障」

(1) 子どもたちの未来を確かなものにする進路・学力保障

私たちが大事にしていきたい「進路」とは、子どもたちが「こんな風に生きていきたい」という思いに他ならず、それはおとなになるまでに完結するのではなく、一生をかけながら形づくっていくものです。そのため、「進路」を保障していくためには、子どもたちを中心に置いて、より多くのおとなが繋がり合うことが重要となります。互いの立ち位置から「人権のまちづくり」を進めることによって子どもたちの願いや思いを保障していかうとする営みを「進路保障」ととらえ、まずは全ての子どもたちが自分の進路をすぐそばにいるなかまやおとなと共有し合える場の保障を進めています。

(2) 不登校について

文科省による2021年度調査結果では、大分県の小中学校の不登校児童生徒数（年間30日以上欠席）は2,415人（2020年度1,992人、2019年度1,843人）、高校では842人（2020年度607人、2019年度618人）となりました。近年、小・中学校で増加の傾向が続いていましたが、2021年度調査では高校の子どもたちが大幅に増加しています。一人では背負うことができない「不安」に悩み苦しむ子どもや保護者が多くいます。

子どもや保護者に寄り添い、悩みや思いを受け止めることから、進路を切り拓いていく取り組みは始まります。保護者・教職員・スクールカウンセラー（以下SC）・スクールソーシャルワーカー（以下SSW）・関係機関とともに様々な視点を共有しながら連携を進める必要があります。

2017年2月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」が施行されました。この法律の基本方針では、支援に際しては、登校という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があると指摘しています。不登校の状況にある子どもたちの「休養の必要性」を認めたことは、学校に登校できない自分を追い詰めていた子どもやその保護者にとっては、心の負担が軽くなりました。さらに一定の要件をみたすことで、学校外の公的機関や民間施設での学習活動や自宅においてICT等を活用した学習活動も出席として認められるようになりました。大分県教委も、長期の不登校で学びの場が保障されにくい子どもたちを対象として、ICTを活用した学習支援による学びの場の保障を2020年度より始めています。しかし、学校外での学びの場が保障されたことが、学校が不登校の状況にある子どもたちとのかかわりを減らすことの要因にならないように注意しなければいけません。教育支援センターや補充学習教室（スタディーサポートクラブ等）に通うことのできない子ど

もたちもいます。そのような子どもたちも自分のペースで学び続けることができる多様な学びの場や形が必要となっています。

校内外の関係者（SC、SSW、適応指導教室、子育て支援課など）と情報を共有し、チームとして支援方法を考えいく取り組みが進められています。その他にも、高等学校では教務内規の弾力的運用として別室登校に関する指導と評価・単位認定についての規定を盛り込むことや、学校管理のもと外部機関で過ごす時間を条件付きで出席として扱うなどの取り組みが見られます。学校の現状が子どもたちにとって登校しづらいものであるならば、学校を子どもたちがいきいきと生活することができる場所、子どもたちが自分のつらさや悩みを出すことのできる場所に変えていく必要があります。

（３）義務教育出口の課題

2021年３月に中学校を卒業した子どもたちの中で、高等学校等に進学しなかった子どもたちは59人でした。その後の10月の追跡調査では、「不明」の状態の子どもたちが40人となり、学校が繋がりが続けることが困難であることが明らかとなっています。しかし、３月調査後に進学したり就職したりした子どもたちも22人いることは、在籍していた中学校や地域の行政機関の支援が中学校卒業後も確かに続いていることを表す数値だと捉えています。そのような支援体制が個人の力によるものではなく、どの町にいても子どもたちの進路を保障していく支援体制の構築を進められるように取り組む必要があります。

（４）就学支援・奨学金制度

生活保護受給家庭の子どもが進学率は、「大分県子どもの貧困対策推進計画（2016年３月）」によると、中学校卒業後の進学率（2015年度）は、86.2％で、県全体の進学率98.6％に比べ低くなっています。高等学校卒業後の進学率も、33.3％と県全体の進学率71.6％に比べ低くなっています。

「大分県子どもの貧困対策推進計画（2016年３月）」によると、生活保護受給家庭の子どもの中学校卒業後の進学率（2015年度）は、86.2％で、県全体の進学率98.6％に比べ低くなっています。高等学校卒業後の進学率も、33.3％と県全体の進学率71.6％に比べ低くなっています。また、高等学校等中退率は、2014年で、6.9％となっており、県全体の中退率1.5％を大きく上回っています。高等学校に進学後、経済的な理由で就学を維持できないことがうかがえます。

就学援助制度を利用している児童生徒は、2015年で7人に1人の割合となり、依然高い数値で推移しています。しかも、経済的に厳しい家庭のなかにも、申請・受給ができていない家庭もあります。

高校授業料無償化制度が廃止され、2014年度より高等学校等就学支援金制度が実施されました。非課税世帯には授業料以外の負担を軽減するために高校生等奨学給付金も設定されました。2020年４月、私立高校等に通う生徒について高等学校等就学支援金制度の上限額の引き上げが行われました。しかし、施設設備費や入学料は、経済的に厳しい家庭にとって大きな負担となっています。高等学校等就学支援金の支給を受けるには、課税証明書等と申請書を学校へ提出しなければいけません。支給の対象でありながら申請しなかった家庭からは、「返還しないといけなかったので申請しなかった（高等学校等奨学金と誤解）」や「支給の対象ではないので申請しなかった（高校生等奨学給付金と誤解）」などの理由があげられ、正しく情報が伝わっていなかったことがわかります。高等学校等就学支援金に対する誤解や不安をなくすために、高校では、合格者説明会のときに高等学校等就学支援金説明コーナーや相談コーナーを作る、一旦全世帯から申請書を回収するなどの取り組みがされています。今後は中学校３年次でも保護者への丁寧な説明を進めていく必要があります。

2022年度、大分県奨学会の高等学校等奨学金（予約生）の採用者数は243人（2021年度273人、2020年度374人、2019年度392人、2018年度453人）、入学支援金制度を利用した生徒は169人（2021年度193人、2020年度254人、2019年度264人、2018年度310人）と減少を続けています。奨学金を利用する生徒は減少傾向にありますが、まだ多くの生徒が奨学金を必要としています。奨学金を必要とする家庭の中には、「ひとり親家庭で収入が少ない」「ひとり親家庭で『障害』者年金で生計を立てている」「保護者の仕事内容や状況が変化し、収入が大きく減少した」「保護者の体調が悪く、入退院を繰り返している」などの厳しい家庭状況の中で進路を切り拓こうとする子どもたちの姿がありました。

また、奨学金を必要としながらも応募することのできなかった、もしくは応募しなかったという課題もあります。「成績条項の基準が厳しく満たなかった」、「書類の準備や手続きが難しく提出が間に合わなかった」、「貸与金額が高額となり、借金を子どもたちに背負わせることへのためらいがあった」という理由が挙げられています。この他、「保護者が無職のため応募したが、年度途中まで働いていたため書類上は職がある状態となっていた」、「双子のため高校進学を同時に迎えることから希望したが、所得基準を超えていたため断念した」「連帯保証人を必要とすることができなくて応募できなかった」といった理由です。今ある奨学金制度の課題を明らかにして、必要とする子どもが利用できる制度に変える取り組みが必要です。

熱い思いを引き継いで ～くにさき地区人権・部落差別解消教育研究協議会の取り組みより～

■これまでの歩みを基盤とした人権教育の創造を

くにさき地区人権・部落差別解消教育研究協議会は、当時（東国東郡の「同和」教育）、社会科の教員が中心となりスタートしました。社会科の教科書に身分制度が出てきたとき、地区の人たちからの「先生方が、違うことをやってくれたら困るじゃねえか。」という思いを大事にしながら、統一した指導案や板書計画を作り上げ、社会科の教員がそれぞれの地区に出かけていき、指導案を見せて説明していききました。そんな中で、ある地区の人から「そりゃ先生、なまぬりい。部落差別は悪い、なんで悪いかちゅうことをずーっとやっちょくれ。」と厳しい指摘がありました。こうした中、当時の第1回「同和」教育研究大会は、「社会科の取り組み」の発表というかたちで開かれました。地区に何度も出かけながら、暗中模索のなかで、多くの先輩の方々が取り組まれた経緯があります。しかしながら、私たちの願いとは逆行するように、ここ数年県内各地で差別事件が相次いで表面化しています。私たちは、こうした現実が、私たちの日常実践、とりわけ人権学習、部落解放学習での授業実践の弱さに起因していることをまず、自覚しなければなりません。また、発足当初、「部落差別を21世紀に持ち越さぬ取り組みを！」と叫ばれていましたが、21世紀まであと2ヶ月たらずとなりました。【2000年11月の第26回東国東郡「同和」教育研究大会の基調提案より抜粋】

20世紀最後の研究大会から、23年目を迎える今、私たちは、結成以来「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう」のテーマのもと、実践を積み上げてきました。2016年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、これには、現在もおお部落差別が存在するとの認識が法で新たに示されました。部落差別の解消に関する教育及び啓発の重要性が明記されていますが、教育及び啓発などは私たち教職員や行政に課せられた大きな責務だということが確認されています。しかし、今なお、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案が発生しています。子どもたちの中にも、インターネット上でしか、人とのつながりを感じられず、友人関係に心を縛られている子どもたちが増えています。子どもたちの心が解放され、安心できるつながりをどうつくるか、また、今日的課題と人権・部落問題学習とをどうつなげるかが大きな課題となっています。

保護者や子どもの現実から深く学ぶ営みにこだわることを通して、教育の内実を創造しなければなりません。また、一人ひとりをよく見つめ、子どもと教員がわかりあう活動を創造しなければなりません。それには、「教える人」ではなく「共に学ぶ姿勢」という意識改革が求められています。日々の生活や仕事、教育の場などに表れる具体的な差別の実態と出合うことで、私たち一人ひとりの感性をみがき、差別に向き合う姿勢を問うてきました。「深く学ぶ」とは、差別の克服を、「思いやり」や「心がけ」の問題でなく、私たちの自己変革・意識改革をともしな課題として認識していく姿勢であり、これからの実践・研究の基本的な姿勢として継承していかなければなりません。また、人権・部落問題学習において留意しておきたいことは、教員の伝えたい思いや、理解させたい内容が先行するあまり、教員が子どもを教え諭すという上下の関係になりがちなことです。とりわけ、人権・部落問題学習においては、共に解決に向けた取り組みや方向性を考えていくという関係が必要であると考えます。

そこで、くにさき地区人権・部落差別解消教育研究協議会では、「*5.23人権学習（部落問題学習）」で、市内のどの学校においても出合わせたい教材一覧を、各学校の人権教育担当に説明し授業実践をお願いしています。年間指導計画に位置付け、系統立てて指導して、各学年で「つきたい力（人権感覚・人権意識・知的理解）」をより確かなものとするようにしています。

そして、2学期末の保護者会の授業では、子どもたちだけでなく、子どもたちを取り巻く保護者が人権問題を正しく理解し認識することが、確かな差別解消の一步となることから、その学習機会の一つとして、市内のどの学校でも、取り扱ってほしい教材について市教育委員会から、部落差別の問題に関する共通教材を設定され実践を行っています。こういった、計画的・系統的な実践を通して、小中高の連携も図ってきました。

「*5.23人権学習（部落問題学習）」

1963年に埼玉県内で女子高校生が殺された狭山事件で、石川一雄さん（84）が逮捕されて、5月23日で60年が経過。石川さんは、逮捕当時24歳。無期懲役囚として服役した石川さんは、1994年の仮出所後も再審を求めている。今は、3回目の再審請求中である。この事件に部落問題が内在することを見逃してはならない。

◎部落問題学習に取り組む前に

①「狭山事件」に内包される部落差別の問題を、差別の現実を通して、私たちの重要な教育課題として受け

止め、自らを問い直すことができているか。

②部落の子どもたちをはじめ、被差別の立場にある子どもたちの「学校を休む、休みがちになる」「学習意欲がない」などの現実に対して、その背景にある生活のおもさや厳しさをともに寄り添い歩く一人の人間としてとらえさせているか。

③どの子どもにも、差別を見抜き、差別に怒り、差別と闘っていける生き方をつけさせているか。

◎「狭山」の教育課題（教職員側）

①学校に通うことができなかったゆえに、保障されなかった学力

②教育条件の未整備な状況

③小学校6年間欠席日数531日（1440日余りのうち）の石川一雄さんに関われなかった教職員の意識や職場のなかまづくり

④部落解放を展望する教育内容の弱さ

⑤差別する子どもを是認・黙認してきた教職員をはじめとした大人や地域

⑥獄中で文字を奪い返していった石川一雄さんの生き様

⑦家族の絆



■教育課題としてどうとらえるか

かつて石川さんが受けてきた教育を繰り返してはならない、きつい思いをしている子ども、取り巻く子どもたちに関わっていく教職員の意識づくりが大切だと考えます。

○子どもたちに確かな学力をつけているか。

○子どもたちに差別と闘い、生き抜く強い気持ちを培っているか。

○子どもたちが「学校を休む」「学習意欲をもたない」という現実に対して、その背景にあるきつさをどうとらえているか。

○保護者をはじめ、地域社会に差別の現実に対する確かな認識をもってもらう活動ができているか。

現存する部落差別について、自分自身はどう思い、どう行動していくかを問い続けながら、反差別の輪を広げていきたいです。

部落問題学習（5月・12月実施）教材一覧

学年	5月の人権学習	12月末保護者会人権学習
	教材名	教材名
小1	いやだったこと (出典「人権学習資料（改訂版）小学校低学年用」大分県教育委員会)	われたかびん (出典：「ぬくもり」福岡市人権読本編集委員会)
小2	おかあさんのにおい (出典「人権学習資料（改訂版）小学校低学年用」大分県教育委員会)	ぼくのだけどうしてけるの (出典：「きずな」熊本県同和教育研究協議会)
小3	クレヨンがぬすんだのじゃねえ (出典：「なかま」奈良県同和教育研究会)	ざるにはざるを (出典：「ぬくもり」福岡市人権読本編集委員会)
小4	ふみ切り向こう (出典：「なかま」奈良県同和教育研究会)	木曾の小太郎 (出典：「あけぼの」長野県同和教育推進協議会)
小5	おれはかきをとってないぞ (出典：「なかま」奈良県同和教育研究会)	おじいさんの太鼓づくり (出典：「しんけんにじんけん」大分県同和教育研究協議会)
小6	牛のかたきうち (出典：「部落の語り伝え」福岡部落史研究会)	浅黄半襟掛け拒否逃散一揆 (出典：「学校同和教育指導資料」大分県教育委員会)
中1	渋染一揆を闘った人々 (出典「おおいたの部落問題学習」大分県人権・部落差別解消推進課)	手紙一タやけがうつくしいー (出典：「人権教育読本にんげん」明治図書)
中2	5万日の日のべ「解放令」 (出典「おおいたの部落問題学習」大分県人権・部落差別解消推進課)	教科書無償運動 (出典：「きりひらく」《中学校》大分県同和教育研究協議会)
中3	全国水平社創立 (出典「おおいたの部落問題学習」大分県人権・部落差別解消推進課)	なんでこんなことが関係あるの？（就職差別） (出典：「こどもたちの確かな未来を」～大分の進路保障～（大分県人教）)



こどものまなざし

このコーナーでは、今年度の人権作文集「ひかり」に掲載された作品を紹介していきます。子どもたちが日常の生活の中で考えたこと、感じたことなどにふれ、子どもたちの姿から学んでいきたいと思います。

理解と尊重の大切さ

私は幼い頃、親の仕事のため中国で暮らすことになり、中国の人たちと一緒に幼稚園や小学校に通っていた。日清戦争や日中戦争があったことから、みんなと仲よくしたいと思っていても、学校に行くことに抵抗感を感じていたが、やさしくしてくれた人がたくさんいた。しかし、理解してくれた人がいれば、当然理解できなかった人もいたのだろう。日本人であることを差別するようなひどいことを言われたこともあった。(中略)

小学校1年生のある日、戦争から六十年ということで、学校で特別授業が行われた。次々と目に入ってくる残酷な写真、周りのざわめきで、私は思わず身を縮めた。でもふと、私も戦争について知る必要があると思い、背筋を伸ばして前を向いた。その時、友だちと目が合った。が、すぐにそらされた。

一瞬の出来事だった。しかしその時の目は、いつもと違う目だったことを私はすぐに感じた。

絶望で、孤独を感じて、逃げ出したい気持ちでいっぱいだった。(中略)

「でも、それは後藤さんとは関係ないです。」

そんな時に担任の先生の声が聞こえて、思わず顔を上げてしまった。

「確かに日中戦争はありました。しかし、それらはすべて今の人たちとは無関係です。日本人はとても親切で、先生も何度も助けてもらいました。みなさんには周りに流されず自分で判断してほしいです。そして、自分の主張だけではなく、相手の立場になって考えてみてほしいです。」

静まり返った教室で、先生だけの声が響いた。こんな風に思っている人が家族以外にいたなんて、考えてもいなかった。

人権作文集ひかり2023【第35集】

宇佐市 中学校 二年 後藤 京美さんの作品より

戦争が終わって何十年経っても、戦争でつらい思いをする人がいることにはっとさせられました。

作者の後藤さんが感じた「いつもと違う目」は、後藤さんをさげすむ鋭い目だったことでしょうか。そんなときに聞こえてきた先生の声は、その時の後藤さんの緊張を一気に解きほぐしたのではないのでしょうか。そして、何年たっても忘れられない言葉になったのでしょうか。

そんな経験をした後藤さんだからできる生き方が、平和をつくることにつながっているのだと思います。

こちら
編集部

153号は、ヒューライツフォーラム2023中津大会の最終案内を収録しています。打合せのため中津に向かう道中、さまざまな景色を見ました。7月の豪雨では、甚大な被害が出ました。夏の八面山。そして、コスモスや紅葉…10月20日、21日開催 (りよ)